

## 災害時における避難施設の情報提供に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害時における避難施設の情報提供に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害の発生に備え、甲及び乙がお互いに協力して、市民等に対して必要な避難施設の情報を提供する手段を充実させ、市民等の避難行動を促進することを目的とする。

### （実施内容）

第2条 前条の目的を達成するために実施する内容は、次のとおりとする。

- （1）甲は、災害対応に関連する避難施設の情報等を乙に提供すること。
- （2）乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載すること等により、市民等に対し周知すること。

### （協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （経費の負担）

第4条 第2条の実施に基づく経費については、別段の合意がない限り無償とする。

### （情報の二次利用）

第5条 乙は、第2条第1号に基づき得た情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

### （協議事項）

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

### （守秘義務）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく事案の実施において知り得た秘密事項（ただし、第2条第1号に基づき得た情報を除く。）を、第三者に開示又は漏えいせず、また、本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定の締結日から翌年3月31日までとし、有効期間満了の2月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による特段の申出がない場合は、有効期間が満了する日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

2022年(令和4年) 4月 5日

甲 広島県福山市東桜町3番5号  
福山市  
福山市長 枝広 直幹

乙 東京都千代田区永田町二丁目17番地3  
住友不動産永田町ビル2階  
株式会社バカン  
代表取締役 河野 剛進